

# 門川町立草川小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは絶対に許されません。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット掲示板での誹謗中傷など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、陰湿化する状況にあります。

こうした中、改めて、全教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について共通理解し、組織的にいじめの根絶に向けて取り組むことが求められています。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」や「門川町いじめ防止基本方針」が策定されたことに基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「門川町立草川小学校いじめ防止基本方針」と定め、毅然とした態度で、徹底していじめ防止、いじめの根絶にあたるものです。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

### 2 いじめ防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫、いじめゼロを目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自尊感情や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に確実にを行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、児童会と連携しての話し合いを持ち、児童の意見を積極的に取り入れたり、自主的な取組を計画したりして実施していきます。

【「いじめ・不登校対策委員会」の構成員】・・・全職員

#### 【活動】

- いじめ防止基本方針の作成・見直し
- いじめ防止にかかる年間計画の作成（※資料0）
- いじめ防止に関する校内研修会の企画・立案
- いじめに関する調査結果・報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応策の決定
- 配慮が必要な児童への支援策の決定

### 2 いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

##### ① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設定します。

- ・各地区登校班による朝の登校の実施及び各地区PTA育成会との連携
- ・各学級の朝の会、帰りの会での「いいとこさがし、ありがとう！」（仮称）での話し合い活動の実施
- ・縦割り清掃の実施
- ・委員会活動を通しての自尊感情・有用感を味わわせる活動の実施
- ・ボランティア活動の推進

イ いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で計画し実施します。

- ・児童会主催のじんけん集会（12月の集会活動）の実施

##### ② 教職員が主体となった活動

ア 一人一人の児童の実態に応じたわかる楽しい授業づくりの展開

- ・きちんとした姿勢「立腰」を鍛え学習の構えや基本的な学習習慣を徹底指導します。
- ・おもしろい、楽しい授業の展開し、子どもを引きつける工夫します。
- ・めあてがはっきりした活動量の多い授業を実施し、やることがいっぱいある授業、満足感や成就感のある授業を展開します。
- ・レディネステスト、ポストテストの活用からきめ細かな指導へと展開し、個々の児童の学習の状況を把握し、次時の授業へ生かすよう取り組みます。
- ・門川学びのサイクルを家庭と連携して推進していきます。

イ 生徒指導の充実（生徒指導の三機能を生かした授業づくり）した授業・学級経営の展開

- ・生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場）の視点に立って授業づくりを推進します。
- ・学級づくり、学級経営の充実が子どもの学ぶ意欲を高めるという考えに立って、仲間づくり＝人権教育の視点に立って授業づくりや学級経営・児童理解を行います。

- ・まずは「傾聴」に心掛けます。子どもの話を聞くことに徹し、聞き上手な先生になります。そのために進んで児童の輪の中に入る先生になります。
- ・児童のよいところや伸びたところを具体的に示し、ほめます。目に見える点を具体的にほめ励まします。
- ・「傾聴」「受容」「共感」「支持」というサイクルで児童理解を推進し、教育相談的手法を生かした学級経営を推進します。
- ・児童のよいところや頑張っているところを、お昼の放送時間に「ほっとカード」として放送し、自尊感情や自信を育てます。
- ・保護者に児童のよいところや伸びたところ、頑張ったことを「具体的に」伝え、それを継続し、保護者と連携した取組を推進します。

#### ウ 道徳教育の充実

- ・学校の全教育活動を通して道徳教育の充実に努め、豊かな心を育成します。
- ・校内主題研究で道徳の時間の指導方法の工夫・改善を図り、他教科や特別活動等とも有機的に関連させ、児童の道徳的実践力を高め、豊かな心をもち、自ら高めていこうとする児童の育成の在り方について研究を深めていき、日々の指導に生かしていきます。

#### エ いじめは絶対に許さないという人権感覚の育成

- ・人権教育を充実させ、人権感覚を子どもたちに身につけさせる取組を学校全体の教育活動に位置づけて実践します。
- ・教科や特別活動等の中で、命の尊さや、ともに生きるという人間尊重の精神を意識した視点で日常の授業を実践します。

#### オ 教育相談の充実

- ・日常的に児童が先生に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談や児童の実態に応じた積極的な教育相談を随時実施します。
- ・毎月1回（6月より）、チェンジデー（1組と2組の先生が終日入れ替わる）を実施し、気になる児童に教育相談を実施します。また、担任とは違った目で学級の人間関係を見直し、学年全体で教育相談を実施していきます。

#### カ 家庭・地域ぐるみのいじめ防止の取組の推進

- ・いじめ防止への取組を保護者や地域と連携して推進します。
- ・PTA総会でいじめ防止の取組について学校の方針を説明します。
- ・毎月1回、家庭向けにいじめアンケートを実施します。（※資料3）
- ・学校便り、校長室便り、学年通信、学級通信を活用したいじめ防止の取組を報告します。
- ・オープンスクール、授業参観日等で、いつでも学校を公開しています。
- ・PTAの活動計画に、保護者を対象としたいじめ防止研修会を開催します。

### 3 いじめの早期発見

(1) いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有（※資料3）

(2) 定期的に教育相談週間を設定し、児童が相談しやすい雰囲気づくりを日頃から醸成することを目指します。

- 教育相談週間の設定（学期1回）

- いじめの相談窓口の周知を図ります。

まずは、どの先生でも真剣に受けとめます。そして、児童が一番話しやすい先生に相談することができます。なかなか話しにくい児童のために、保健室前廊下に「いじめ相談箱」を1ヶ所設

置します。

(3) いじめの事実がないかどうかについて、全児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 毎週木曜日の朝の会で、いじめについての簡易アンケートを実施し、いじめの早期発見と、迅速な対応・解決にあたります。(※資料1)
- 教育相談週間時には、詳しいアンケート調査を実施します。

(4) いじめ・不登校対策委員会において、教育相談やアンケート調査の結果の他、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報を、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間で共有を図ります。

- 職員朝会や職員会議でのいじめ情報を全教職員で共有します。
- 学級編成時や進級時において、情報の確実な引き継ぎを行います。
- 過去のこれまでのいじめ事例の事実について蓄積を図っていき、緊急時に活用します。

(5) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

ア 教職員は、「これぐらいは・・・」という感覚をなくし、その時、その場でいじめの行為をすぐに止めさせます。見て見ぬ振りとは絶対にしません。毅然とした態度で指導します。

イ いじめられている児童や教えてくれた(通報した)児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

ウ いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告します。

② 情報の共有

- 情報を受けた生徒指導主事(管理職)は、いじめを認知した場合は、臨時の職員会を開き、全教職員で情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

ア 速やかに全職員を集め、いじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

イ 調査の時点で、重大事態であると判断される場合は、校長が直ちに門川町教育委員会へ報告します。

ウ 児童及び教職員の聞き取りにあたっては、いじめ・不登校対策委員会での協議のもと、児童が一番話しやすいよう担当する職員を校長が選任し、必ず複数の教職員で行います。

エ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を実施します。この場合に、調査で得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

ア 専門的な支援などが必要な場合には、門川町教育委員会、北部教育事務所及び警察署等の関係機関と相談します。

イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

ウ 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定します。

エ 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会で、指導及び支援の方針を決定します。

オ いじめ・不登校対策委員会は、関係する学級・学年と連携しながら全職員で連携して、組織的な対応に努めます。

カ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

### いじめられた児童とその保護者への支援

- (1) いじめられた児童への支援 —— いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くといういじめられた児童の立場で、継続的に支援していきます。
- 安全・安心を確保する。
  - 心のケアを図る。
  - 今後の対策について、共に考える。
  - 安心できる活動の場を設定し、認め励ます。
  - 傾聴・受容・共感で温かい人間関係をつくる。
- (2) いじめられた児童の保護者への支援 —— いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は、該当児童を真剣に守り全力を尽くすという決意をしっかりと伝え、少しでも安心感が与えられるようにします。
- じっくりと保護者の話を聞く。
  - 苦痛に対して本気になって精一杯理解する。
  - 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### いじめた児童への指導またはその保護者への支援

- (1) いじめた児童への支援 —— いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。
- いじめの事実を確認する。
  - いじめの背景や要因の理解に努める。
  - いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
  - 今後の生き方について考えさせる。
  - 必要がある場合は適切に懲戒を行う。
- (2) いじめた児童の保護者への支援 —— 事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明します。
- 児童や保護者の心情に配慮する。
  - いじめた児童の今後の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
  - 何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- (3) 保護者同士が対立する場合などへの支援 —— 教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立・公平性を大切に対応します。
- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
  - 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
  - 教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

- 被害・加害児童だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの

問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 人ごとではなく、自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努め、人権感覚を育成する。
- いじめは人権問題であり、差別の問題であることを認識させる。
- 自尊感情、自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

#### キ 関係機関への報告

- 校長は門川町教育委員会への報告を速やかに行います。また、北部教育事務所へも報告します。
- 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合、所轄警察署へ通報し警察署と連携して対応します。

#### ク 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

### 4 ネット上のいじめへの対応

#### (1) ネットいじめとは

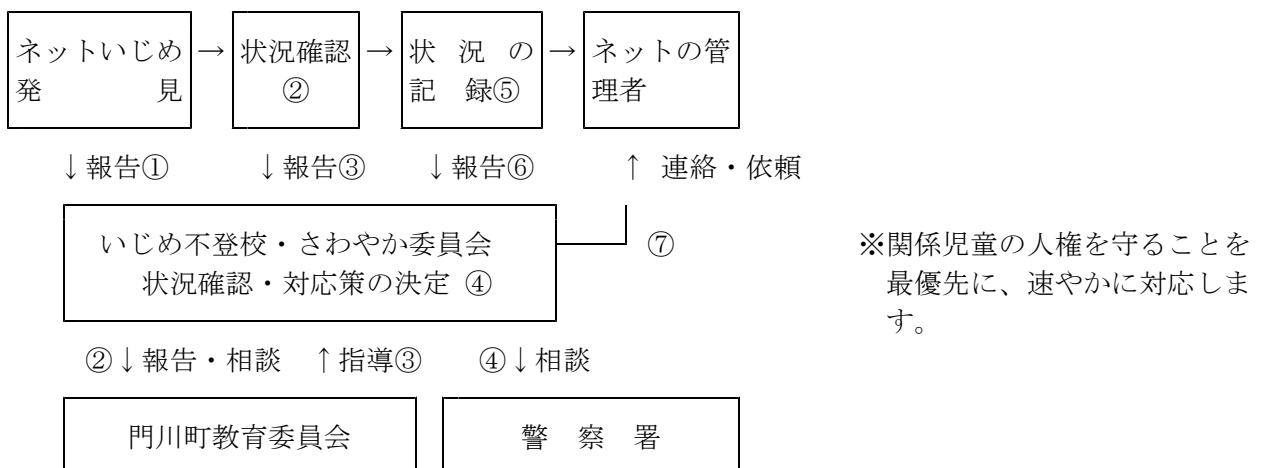
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為であり人権の侵害となります。

#### (2) ネットいじめの予防

- 児童のインターネットの環境や使用状況についての調査を毎学期実施し、実態を把握し、分析し、指導・啓発に生かしていきます。
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。啓発についてはPTA専門部と連携して行っていきます。
- 教科、道徳、特別活動等、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実、基本的人権の尊重、人間尊重の考え方についての学びを深めていきます。
- 児童を対象とした講話などで、ネット社会についての講話を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修会、PTA活動の中での研修会等を実施します。

#### (3) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの実態把握に努めます。
- 不当な書き込みなどを発見したときは、次の手順により対処します。



## 5 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめを認識した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会を開き指導方針を決定します・

### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、すべての教職員で共通理を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やスクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施します。

### (3) 校務の効率化

職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的な体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

### (5) 家庭や地域との連携

保護者や地域の様々な人々が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、見守りネットワーク、各地区敬老会等との地域連携促進や学校関係者評価委員会等で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制をつくります。

### (6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

#### ① 門川町教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は、学校は毅然として対応を要請
- ・犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係機関との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

#### ④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が門川町教育委員会に報告するとともに、町長に報告し、指導を受けて対応していきます。
- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
    - ・ 身体に重大な障害を負った場合
    - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
  - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任者を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適宜・適切な方法で説明します。

<h3>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</h3>
--------------------------------------

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針を見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。  
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針については、ホームページ上で公表します。



資料1： 毎週木曜日のいじめ把握のアンケート

- 毎週木曜日、朝の会でいじめアンケートを実施します。それを受けて、金曜日に児童との教育相談や指導を行います。

## 「いじめ」発見！ アンケート

年 組・名前（ ）

- あてはまるところどちらかに ○ をしてください。

質問： あなたはいじめられていませんか？

いじめられていない （ ）

いじめられている （ ）

質問2： 他にいじめられている人はいませんか？

いじめられている人はいない （ ）

いじめられている人がいる （ ）

### ※ 勇気を出して、本当のことを書いてくれてありがとう！！

アンケートは、各学級の回収箱に裏返して入れてください。

草川小学校は  
いじめを絶対に許さない学校です！  
いじめを見て見ぬ振りをしないのが草小っ子です！

文部科学省の「いじめのサイン発見シート」を参考にしたアンケートです。

## 「いじめのサイン発見シート」

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

( ) 年 ( ) 組 名前 ( )

	ない	ある	子どもの気になるサイン・行動等
<b>朝(登校前)</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遅刻や早退が増えた。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
<b>夕(下校後)</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勉強しなくなる。集中力がない。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遊びの中で笑われたりからかわれたり、命令されている。
<b>夜(就寝前)</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校や友だちの話題が減った。
<b>夜間(就寝後)</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	パソコンや携帯電話をいつも気にしている。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
<b>いじめをしている兆候!</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりする。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	服がよごれていたたり、やぶれていたりする。
<b>いじめを している兆候!</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	買ったおぼえのない物を持っている。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### 「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげてください。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないことをしっかり伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「たいしたことではない」「あなたにも悪いところがある」

「いじめられる方が悪い」「弱いからいじめられる」・・・

**※ チェック欄に記入し、学級担任に提出してください。**